

財務省告示第百十号

国別・品目別特恵適用除外措置及び高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準（平成十九年財務省告示第百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣 野田 佳彦

一を次のように改める。

一 国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準（関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第八条の二第一項関係）

(イ) 产品的競争力に基づく国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準は以下のとおりとする。

(イ) 一の特恵受益国・地域（後発開発途上国を除く。）を原産地とする物品（以下「特定原産品」という。）であつて、過去三年間の平均で、その輸入額が十五億円を超え、かつ、当該輸入額が特定原産品と同一の物品の総輸入額の五十パーセントを超えるものは、特恵適用の対象から三年間除外する。ただし、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は除外しない。

(イ) 過去三年間の平均で、当該特定原産品の特恵適用輸入額が当該国・地域からの総特恵適用輸入額の二十五パーセントを超える場合

(ロ) 当該特定原産品が、経済連携協定（法第七条の八第一項に規定する経済連携協定をいう。

以下同じ。）締結についての大筋合意をしている国・地域（インド及びペルー）を原産地とする物品で、かつ、当該大筋合意において当該経済連携協定に基づく関税率が当該経済連携協定の発効日において特恵税率以下のものである場合

（ハ）当該特定原産品の協定税率（法第七条の三第一項に規定する協定税率をいう。）が無税とされている場合

口 イの基準は、農水産物等（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第一類から第二十四類までに該当する物品をいう。）については輸入統計品目表（輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）に定める輸入統計品目表をいう。以下同じ。）の細分の単位で、鉱工業產品等（関税率表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品をいう。）については関税率表番号の項の単位で適用する。

ハ イの基準は、各年度において、前々年の輸入統計品目表に基づいて、当該年度の前々年までの三暦年の貿易統計により判定する（平成二十三年度においては、平成二十一暦年の輸入統計品目表に基づいて、平成十九暦年、平成二十暦年及び平成二十一暦年の貿易統計により判定する。）。

（二） 経済連携協定に基づく関税率及び特恵税率の選択的適用を回避するための国別・品目別特恵適

用除外措置の適用基準は以下のとおりとする。

経済連携協定における我が国以外の締約国である国・地域（後発開発途上国を除く。）を原産地とする物品であつて、当該物品の当該経済連携協定に基づく関税率が特惠税率以下の中においては、特恵適用の対象から除外する。

(三)

有限天然資源保護のための国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準は以下のとおりとする。

我が国が加盟する水産資源の保存管理に係る地域漁業管理機関において、保存管理措置に違反しているとして特定が行われる国・地域からの、当該機関における管理対象魚種の輸入といった環境・資源の保護の観点から特恵の供与を行うことが適切でない品目について、当該機関において特定が解除される等特恵非供与の根拠が解消するまでの間、特恵適用の対象から除外する。

二の(一)中「部分適用除外（国別・品目別特恵適用除外）」を「部分適用除外措置（国別・品目別特恵適用除外措置。法第八条の二第二項関係」に改める。

二の(一)のイ中「平成十八年」を「平成二十二年」に、「平成十六年における国民一人当たり国民総生産が一万六十六米ドル」を「平成二十年における国民一人当たり国民総所得が一万九百六米ドル」に、「一人当たり国民総生産が、」を「国民一人当たり国民総所得が、」に、「平成十九年度の場合、平成十六年」を「平成二十三年度の場合、平成二十年」に、「による一人当たり国民総生産が一万六十六米ドル」を「による国民一人当たり国民総所得が一万九百六米ドル」に改める。

一の(一)の口中「平成十九年度の場合、平成十七歴年」を「平成二十三年度の場合、平成二十一歴年」に、「二十五%」を「二十五パーセント」に改める。

一の(一)のハ中「左記(二)の特恵適用除外措置」を「(二)に規定する全面適用除外措置」に改める。

一の(二)中「全面適用除外(国別適用除外)」を「全面適用除外措置(国別適用除外措置。法第八条の二第一項関係」に改める。

一の(二)のイ中「平成十九年度の場合、平成十六年から平成十八年まで」を「平成二十三年度の場合、平成二十年から平成二十二年まで」に、「一人当たり国民総生産」を「国民一人当たり国民総所得」に改める。

一の(二)の口中「国民一人当たり国民総生産」を「国民一人当たり国民総所得」に、「による一人当たり国民総生産」を「による国民一人当たり国民総所得」に改める。